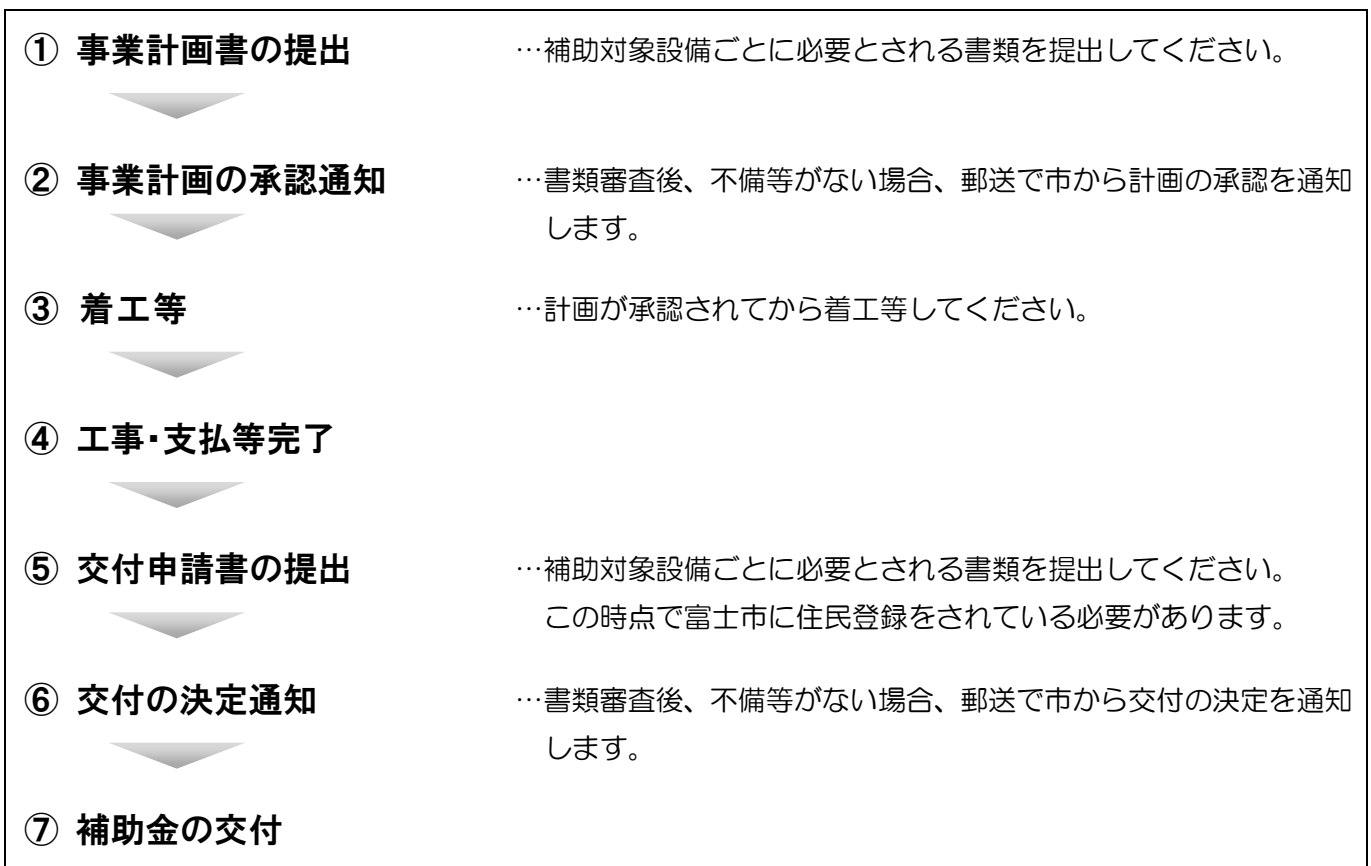


令和7年度 富士市市民ゼロカーボンチャレンジ補助金 申請の手引き ＜強制循環型太陽熱利用システムの導入＞

＜共通の要件等＞

- 着工等の前に事業計画書を提出し、承認を受けること。
- 事業完了後の交付申請時に富士市に住民登録していること。
- 市内の自ら居住する住宅（居住予定を含む）において対象設備等を導入・改修すること。
- 市町村税及び特別区税に未納付がないこと。

＜申請の流れ＞



【注意事項等】

- 必ず事業計画の承認を受けてから着工等してください。
- 書類を提出してから、通常2週間程度で計画承認・交付決定を通知予定ですが、書類の不備がある場合や、申請が混みあう時期には、さらにお時間をいただく場合がありますので、余裕をもって申請してください。

＜書類の提出先＞

富士市 環境部 環境総務課 脱炭素推進担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100 郵送または窓口までご提出ください。

＜事業計画書の提出期間＞

令和7年4月1日 から 令和7年11月末日 まで

※ 予算額を超える申請があった場合、早期に受付を終了する場合があります。

＜補助率・額＞

補助対象経費[税抜]の2分の1 （上限23万円）※千円未満切捨て

※補助対象経費の詳細については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表第1 交付対象事業費：設備整備事業）」を参照すること。（ただし、リース等に係る経費を除く。）

＜交付申請(完了報告)期限＞

事業完了（複数の事業を実施する場合はすべての事業完了）から1か月以内
または 計画承認を受けた年度の11月末日 いずれか早い日まで

※ 期限までに事業が完了（施工・支払い・住所移転等）しない場合、補助金を交付できません。

＜補助対象要件＞

○一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けたもの、または、集熱器がJIS4112で規定する太陽熱集熱器の性能と同等以上の性能を有するもの

【優良住宅部品（BL部品）等 — 太陽熱利用システム（一般財団法人ベターリビング）】

<https://www.cbl.or.jp/blsys/seinouhyojisyo/so.html>

○専用の貯湯タンクを備えているものであること

＜その他＞

○建売住宅の場合は、契約前に事業計画書を提出して承認を受けてください。（計画承認前に契約している場合は補助の対象になりません。）

○申請の中止や事業内容の変更がある場合は、事業計画変更・中止届出書が必要です。

○対象となる設備について、重複して、国費を財源とする補助金等の併用はできません。

○補助対象が重複する、本市の補助金との併用はできません。

＜必要書類 【事業計画書提出時】＞

提出書類	備考
事業計画書（様式１）	ウェブページから様式をダウンロード
見積書等	補助対象経費の計算根拠となる明細が記載されていること
導入する設備の仕様が確認できる書類	製品のカatalogやパンフレット等（型番や集熱器、貯湯ユニットの仕様などが確認できるページ）の写し
施工前の写真	着工予定地や、設置する住宅及び設置箇所の写真を撮影すること
宣誓書（様式２）	ウェブページから様式をダウンロード

＜必要書類 【交付申請（完了報告）時】＞

提出書類	備考
交付申請書（第４号様式）	ウェブページから様式をダウンロード
領収書等の写し	複数枚ある場合はすべて。振込明細書、ローン契約書の写しでも可 「請求内訳がわかる書類」の金額と一致し、宛名は申請者名が記載されていること
請求内訳がわかる書類の写し	見積書・請求書等 ・領収書の金額と一致していること ・補助対象経費の計算根拠となる明細が記載されていること
施工後の写真	設置したすべての集熱器、貯湯ユニット等を撮影すること
住所を確認できる書類の写し（本人確認証）	運転免許証、旅券、住民票の写し（発行から３ヶ月以内のもの、コピー可）、健康保険証、マイナンバーカード（表面のみ）のコピー
市税の完納証明書	・発行から３か月以内のもの（富士市在住の場合、市役所３階収納課で交付） ・市外から移転する場合は、居住していた市区町村の完納証明書（完納証明書の発行を行っていない場合は、「 <u>前年度</u> 」の市区町村民税 納税証明書）
住宅の位置を示す案内図	

※その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

＜本事業に関する問い合わせ先＞

富士市 環境部 環境総務課 脱炭素推進担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100

TEL 0545-55-2901

FAX 0545-51-0522

E-mail ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp